

## 陳情第4号

### 陳 情 書

辺野古新基地建設の断念と日米地位協定の改定、及び安全保障による米軍基地が必要であるならば全国で平等に負担するよう求める意見書の提出に関する陳情

#### 陳情要旨

2017年12月7日沖縄県宜野湾市緑ヶ丘保育園に米軍ヘリのプラスチック部品落下事件が起き、同年12月13日には普天間第二小学校運動場に米軍ヘリの窓枠が落下する事故も起き校庭にいた小学生が負傷しました。市街地の中心にある普天間基地は「世界一危険な基地」と言われその危険除去が早急に望まれています。米軍機の騒音、空からの落下物の危険、PFOSなどの有害物質による水と土壤汚染による危険、普天間基地周辺の子供たちを取り巻く、空、水、土の安全保障が強く求められています。

日本の国土面積の約0.6%に過ぎない沖縄県に、全国の米軍専用施設面積の約70.3%が沖縄県民の民意に反して押し付けられている異常な状態は国連機関からの勧告にもあるように琉球／沖縄へのレイシズムであり、国と国民はこのような差別をやめるべきです。

今、沖縄県名護市辺野古が普天間基地の移転先とされ多種多様な珊瑚やジュゴンなど絶滅危惧種を含む5,300種以上の海域生物が生息する大浦湾が埋め立てられ新たな軍事基地が建設されております。しかし、防衛局により2007年には発覚していた軟弱地盤の調査はされないまま事実が隠されて計画が進められてきました。建設予定海域は軟弱地盤のため建設は不可能と言われております。

普天間返還の日米合意から27年、「辺野古が唯一の解決策」と、沖縄県の民意が蔑ろにされ埋め立て工事が強行されています。しかし、国が「辺野古が唯一の解決策」とする根拠は既に崩されています。多額の税金と時間を注ぎ込んで軟弱地盤の辺野古に基地を建設することは公益に反します。普天間基地の早期の危険性除去につながっていません。地政学的にも沖縄に海兵隊基地は必要がなく、ミサイル攻撃の対象となる可能性の高い固定化された新たな基地を沖縄に建設する必要性、合理性は認められません。にもかかわらず、国は辺野古新基地建設を遂行するため様々な権限を行使して介入を行い、ついには地方自治に対する最終的な介入手段である代執行にまで至ろうとしています。地方自治体の自主性及び自立性を侵害することとなる国の代執行は憲法に照らしても容認できるものではありません。

国が「公益」として安全保障を主張するならば、国自身が、安全保障を国民全体で考え米軍基地を日本全体で平等に負担する必要があることについて、国が国民の理解を得る努力をすることなく、これまでのように沖縄県に安全保障による基地の大部分を負担させて政治的解決とするべきではありません。「辺野古唯一」とのみ繰り返し沖縄に基地を押し付けることはやめ、普天間基地はどうするのか国会で議論し、国民的議論と国会議論により「辺野古以外の解決策」を探るべきです。基地周辺の住民の生活の安全を守ることを最優先課題とし、早急に地位協定を見直し、国は米軍の特権を認めず国内法に基づき米軍が行動するよう要求し米軍に実行させることを国に求める意見書を貴議

会で採択し、地方自治法第 99 条の規定により、国及び関連機関に提出を願います。

陳情項目

- 1 普天間基地の移設先が必要であるならば沖縄県外に移設すること。
- 2 安全保障による米軍基地は沖縄に押し付けず全国で平等に負担すること。
- 3 基地周辺住民の安全を守るため早急に地位協定を見直すこと。

令和 5 年 1 1 月 2 2 日

  
沖縄に応答する会@山形  
代表 漆山ひとみ

寒河江市議会

議長 柏 倉 信 一 殿

## 辺野古新基地建設の断念と日米地位協定の改定、及び安全保障による米軍基地が必要であるならば全国で平等に負担するよう求める意見書(案)

2017年12月7日沖縄県宜野湾市緑ヶ丘保育園に米軍ヘリのプラスチック部品落下事件が起き、同年12月13日には普天間第二小学校運動場に米軍ヘリの窓枠が落下する事故も起き校庭にいた小学生が負傷した。市街地の中心にある普天間基地は「世界一危険な基地」と言われその危険除去が早急に望まれている。米軍機の騒音、空からの落下物の危険、PFOSなどの有害物質による水と土壤汚染による危険、普天間基地周辺の子供たちを取り巻く、空、水、土の安全保障が強く求められている。

日本の国土面積の約0.6%に過ぎない沖縄県に、全国の米軍専用施設面積の約70.3%が沖縄県民の民意に反して押し付けられている異常な状態は国連機関からの勧告にもあるように琉球／沖縄へのレイシズムであり、国と国民はこのような差別をやめるべきである。

今、沖縄県名護市辺野古が普天間基地の移転先とされ多種多様な珊瑚やジュゴンなど絶滅危惧種を含む5,300種以上の海域生物が生息する大浦湾が埋め立てられ新たな軍事基地が建設されている。しかし、防衛局により2007年には発覚していた軟弱地盤の調査はされないまま事実が隠されて計画が進められてきた。建設予定海域は軟弱地盤のため建設は不可能と言われている。

普天間返還の日米合意から27年、「辺野古が唯一の解決策」と、沖縄県の民意が蔑ろにされ埋め立て工事が強行されている。しかし、国が「辺野古が唯一の解決策」とする根拠は既に崩されている。多額の税金と時間を注ぎ込んで軟弱地盤の辺野古に基地を建設することは公益に反する。普天間基地の早期の危険性除去につながっていない。地政学的にも沖縄に海兵隊基地は必要がなく、ミサイル攻撃の対象となる可能性の高い固定化された新たな基地を沖縄に建設する必要性、合理性は認められない。にもかかわらず、国は辺野古新基地建設を遂行するため様々な権限を行使して介入を行い、ついには地方自治に対する最終的な介入手段である代執行にまで至ろうとしている。地方自治体の自主性及び自立性を侵害することとなる国の代執行は憲法に照らしても容認できるものではない。

国が「公益」として安全保障を主張するならば、国自身が、安全保障を国民全体で考え米軍基地を日本全体で平等に負担する必要があることについて、国が国民の理解を得る努力をすることなく、これまでのように沖縄県に安全保障による基地の大部分を負担させて政治的解決とするべきではない。「辺野古唯一」とのみ繰り返し沖縄に基地を押し付け続けることはやめ、普天間基地はどうするのか国民的議論と国会議論により、「辺野古以外の解決策」を探るべきである。基地周辺の住民の生活の安全を守ることを最優先課題とし、早急に地位協定を見直し、国は米軍の特権を認めず国内法に基づき米軍が行動するよう要求し米軍に実行させることを国に求める。

よって、当市議会は下記の事項が速やかに実現されることを強く要請する。

### 記

- 1 普天間基地の移設先が必要であるならば沖縄県外に移設すること。
- 2 安全保障による米軍基地は沖縄に押し付けず全国で平等に負担すること。

3 基地周辺住民の安全を守るため早急に地位協定を見直すこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

山形県寒河江市議会  
議長 柏倉 信一

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
外務大臣  
厚生労働大臣  
国土交通大臣  
環境大臣  
防衛大臣  
沖縄基地負担  
軽減担当大臣

} 宛て